

小千谷市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との  
地方創生に関する包括連携協定書

小千谷市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域の活性化と人材育成に関する事
- (2) 防災・減災に関する事
- (3) 中小企業及び販路拡大支援に関する事
- (4) 観光振興・インバウンドに関する事
- (5) 高齢者支援に関する事
- (6) 障がい者スポーツの普及、啓発及び障がい者雇用に関する事
- (7) その他、地方創生の取組に関する事

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条の定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月25日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長 大塚昇一

乙 新潟県長岡市台町2丁目1-15原ビル3F

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

長岡支店長 高木孝幸